

大阪府警察災害派遣隊設置要綱（概要）

制定平成 26 年 12 月 24 日

例規（備・備総・総・務・生総・地総・刑総・交総）第 146 号

大阪府警察災害派遣隊設置要綱は、大阪府警察災害派遣隊の設置、編成等について必要な事項を定め、国内において、自然現象、事故等に起因する大規模な被害を伴う災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における迅速かつ的確な災害警察活動を行うことを目的に、

- 被災状況、交通状況等に係る情報の収集及び伝達
- 被災者の救出救助及び避難誘導
- 大規模災害により死亡した者の検視又は死体調査及び身元確認の支援
- 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- 大規模災害に係る行方不明者の捜索
- 被災地における治安の維持
- 被災者等への被災状況、交通状況等の広報活動
- 災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- そのほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

を任務と定めるとともに、災害派遣隊の構成として

- 即応部隊の編成等
- 一般部隊の編成等
- 特殊な装備等を必要とする場合の職員の帯同

などの項目からなっている。